

2020年1月21日

杉並警察署長 様

通知人 A 氏 弁護士
弁護士 B

申 入 れ 書

冠省、被疑者 A 氏の弁護士として申し入れます。

12月20日付申入れ書及び同月26日付申入れ書について、未だに、書面による回答どころか、電話による口頭のご回答もいただいております。罪名も罰条も未だにご説明がありませんが、刑事事件としての処理はすでに終了していると判断してよいでしょうか。

S 巡査長が「これを車の中に持っていては駄目なんですよ」と言っただけで、罪名を告げることなく、被疑者のマグライトを取り上げたことは、適正な警察活動とは到底、言えません。貴署においてこのような行為を警察官らに許容し日常的に行わせているとは考えられません。S 巡査長らの行為は不法行為というべきものです。

S 巡査長らが被疑者から取り上げたマグライトを速やかにお返してください。被疑者に対する捜査が終結しているのであれば、被疑者側としては、マグライトを返還していただくだけで構いません。

当職宛てに、今月末日までにご回答ください。よろしくお願い致します。

草々